

# CIRCULAR 119

財政省は、事業環境改善及び国家競争力強化のための政府指導に基づき、税務行政手続を改善及び簡素化するため、複数の現行規定の改訂としてCircular 119/2014/TT-BTCを2014年8月25日付で発行しました。主な内容は以下のとおりです。

## 1. 租税管理

租税管理に関するCircular156の改訂

- 旧Circular156で規定されていた不必要な様式 01/ GTGT, 01-1/GTGT, 01-2/GTGT, 03/GTGT, 04-1/GTGT, 01-1/TPTB を削除し、改訂税制を反映した新しい申告フォームを発行しました。
- VAT税務申告フォーム01-3/GTGT, 01-4A/GTGT, 01-4B/GTGT 及び01-7/GTGTが削除されました。
- 不動産譲渡所得に関する新規PIT申告フォーム（フォーム 11/KK-TNCN）が発行されました。当新規様式に基づくと、不動産の共同所有者は、以前の個人別申告に代わり一通の共同申告書による申告をすることができます。
- PITの確定申告に際して雇用者が事業を終了している場合には、税務当局は、雇用者による源泉徴収証明書を要求せず当局が内部で記録している情報に基づきPITの確定をします。

## 2. 個人所得税 (PIT)

PITに関するCircular111の改訂

- 期の途中からベトナムに赴任し暦年で居住者となる場合、前規定では1月から赴任日までの所得を含めてPITを計算していたのを、ベトナムと租税条約を締結している国の個人がベトナム税務上の居住者となる場合、ベトナムに入国した月から計算することになります。

## 3. 附加価値税 (VAT)

VATに関するCircular219の改訂

- 輸出した商品が海外から返却される場合は輸入する時にVATを課されません。
- 事業目的のために内部使用した製品もしくはサービスは、VATが免税されます。
- 機械、設備、原材料、製品を貸借し、貸借したもの返品する場合、インボイスの発行、VATの申告・納税が不要になります。
- 新規事業においては、VAT控除方式を適用する場合の要件である資産10億VNDの投資必要規定が削除されました。加えて、設立初年度の売上が10億VND未満になったとしても、完全に会計システム、インボイス制度を適用していれば、任意でVAT控除方式を適用することができます。
- 仕入VATのリストに延 払い期間を記録する必要はなくなりました。
- 買手が仕入先への支払目的で信用機関のローン口座を使用した場合、税務当局に登録又は通知の必要はありません。
- コマーシャルインボイスは輸出商品のVAT還付書類として使用できます。

# CIRCULAR 119

## 4. インボイス

インボイスに関するCircular39の改訂。

- 多国籍企業で親会社と同じ会計ソフトウェアを使用している場合は、「ユニット」(商品の単位)部分について英語表記が可能です。サービスの「ユニット」の表記は不要になります。
- 新規設立会社は、インボイス使用状況についての報告書の提出について、旧規定の月次報告に替わり四半期毎の報告とすることが可能となります。

## 5. 法人所得税 (CIT)

法人所得税に関するCircular 78の改訂

- 会社の事業や生産の為に内部使用した製品及びサービスはCITの課税所得に含めません。

Circular119は2014年9月1日より発効します。2014年10月31までの移行期間中は、税務当局への通知なしに、現在の手続及び様式を適用するか、もしくは上記の新規定を採用するかを選択することができます。税務総局は、上記事項に関する詳細なガイドラインを発行する予定です。

### ベトナムデスク

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

Otemachi Financial City South Tower,  
9-7 Chiyoda-ku, Tokyo, 1008172  
中谷 剛之 シニアマネージャー

T: +81 3354 8805  
F: +81 3354 8815  
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

#### 大阪事務所

Ginsen Bingomachi Bldg. 6-5, 3-Chome  
Kawara-Osaka-541-0048

桂木 茂 パートナー

T: +81 6 7731 1000  
F: +81 6 7731 1011  
E: shigeru.katsuragi@jp.kpmg.com

TAX AND CORPORATE SERVICES

### Contact us

#### KPMG Limited

監査・アシュアランス業務  
税務・投資・コーポレートサービス  
ビジネス・アドバイザリー・サービス  
ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス  
ITコンサルティング

#### Japanese Practice

##### Hanoi

- 谷中 靖久  
公認会計士(日本) マネージャー  
E-mail: yasuhiyatianinaka@kpmg.com.vn

- 古屋 秀規  
アシスタント マネージャー  
E-mail: hfuruya@kpmg.com.vn

- 松木 摩耶子  
公認会計士(日本)  
アシスタント マネージャー  
E-mail: mmatsuki@kpmg.com.vn

- Pham Thi Thu Huong - 日本語可  
シニア  
E-mail: huongtpham@kpmg.com.vn

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Hanoi Landmark  
Tower 72 Building, E6 Pham Hung Street,  
Me Tri, Tu Liem, Hanoi.

T: +84 4 3946 1600  
F: +84 4 3946 1601  
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

##### Ho Chi Minh City

- 渡 喬  
公認会計士(日本) マネージャー  
E-mail: takashiwatari@kpmg.com.vn

- 金岡 秀浩  
公認会計士(日本) マネージャー  
E-mail: hidehirokanaka@kpmg.com.vn

- 田村 陽一  
公認会計士(日本) マネージャー  
E-mail: ytamura1@kpmg.com.kh

- Nguyen Thi My Duy - 日本語可  
アシスタント マネージャー  
Email: duymnguyen@kpmg.com.vn

10<sup>th</sup> Floor, Sun Wah Tower,  
115 Nguyen Hue Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam.  
T: +84 8 3821 9266  
F: +84 8 3821 9267  
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

**kpmg.com.vn**

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Limited, a Vietnamese limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.